

患者様・ご利用者様へ

1. 当薬局は、厚生大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
3. 当薬局は、1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫していない医薬品が処方されている場合は至急手配して調剤いたしますが、時間がかかることをご了承ください。
4. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障がい者自立支援法などの各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方箋も調剤いたします。
5. 当薬局では、患者様の体質や薬の服用状況を記録した薬剤服用歴を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無などを確認させていただきます。薬を安全有効にお使いいただくために必要ですのでご協力ください。
6. 当薬局では、処方された薬が重複していないか、飲み合わせなどをチェックしております。場合によっては処方医に疑義照会し対応することがあります。
7. 当薬局では、薬の使い方や注意事項など説明いたします。薬についてご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。
8. 当薬局では、薬の効能や注意事項を文書にして提供しています。
9. 当薬局では、処方内容や注意事項をお薬手帳に記載させていただいています。お持ちでない方はお作り致しますので申し出ください。
10. 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、処方医に問い合わせする場合があります。また、患者様の了解のもとに服薬状況等、医師へ情報提供させて頂くことがあります。
11. 当薬局では、厚生労働大臣が定める調剤基本料1を算定する薬局で、地域支援体制加算2を算定する施設基準を満たし、休日や夜間でも対応できる体制を整えております。
12. 当薬局は厚生労働大臣が定める後発医薬品調剤体制加算3を算定する薬局で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。
13. 当薬局では、厚生労働大臣が定めるかかりつけ薬剤師指導料を算定する薬局で、担当薬剤師を指名し同意書に署名していただくことで、次回からかかりつけ薬剤師が対応させていただきます。
14. 当薬局は、厚生労働大臣が定める在宅患者訪問薬剤管理指導、在宅薬学総合体制加算1を算定する薬局で、処方箋による医師の指示により訪問して服薬指導を行います。
15. 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に調剤報酬の算定がわかる明細書を発行しています。

以上

ひまわり薬局